

仕様書

- 1 工事件名 古賀島宿舍B棟給湯器取替工事
- 2 場 所 長崎県大村市古賀島町300ー2 古賀島宿舍B棟
- 3 概 要 古賀島宿舍B棟の給湯器×15台取替
- 4 一般事項

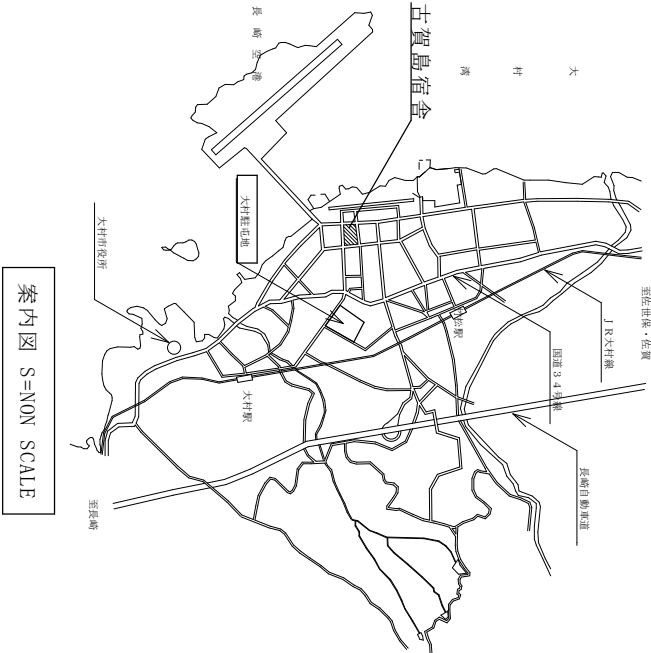
- (1) 本工事の施工は、特記仕様書及び、設計図書による他、次の基準及び関係諸規則の定めに従い確実に施工するものとする。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）』
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）』
- (2) 本工事の施工にあたり、仕様書と図面あるいは現地において、疑義、相違及び不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (3) 請負者は施工にあたり、諸法規を遵守するとともに、その運営及び適用は請負者の負担と責任において実施するものである。
- (4) 写真は、施工前、完成後、各工程毎及び材料搬入状況等を撮影し写真帳（A4）に整理し提出するものとする。
- (5) 工事場所及び指定された場所以外の無断立入り及び写真撮影は禁止するものとする。
- (6) 請負者は、現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理に当たらせ、関係者の監督及び火災・盗難等の災害防止に十分な注意を払わせるものとする。現場においては常に整理整頓を行い、災害等においては自らの責に任ずるものとする。
- (7) 本工事使用する材料は、再使用品を除き全て新品とし、カタログ等を提出し承認を受け、合格品のみを使用するものとする。
- (8) 本工事により発生した発生材（金属屑類）は、駐屯地指定の発生材調書と共に監督官に引継ぎ、監督官の指示する場所（大村駐屯地内）に集積するものとする。
- (9) 請負業者は、契約後速やかに作業実施日を監督官と調整し、工程表等を提出するものとする。
- (10) 本設計図書に記載された寸法は標準寸法であり、施工に際しては、原寸等を確認し施工するものとする。
- (11) 本工事において自衛隊側の電気・水道水を使用した場合、請負業者はその使用料を負担するものとする。
- (12) 仕様書に記載なき事項であっても工事完成に必要な軽微な作業は、請負業者の責任において実施するものとする。

5 特記事項

- (1) 取替する機器名等については、下記に示すもの又はその同等以上のものであるものとする。

名 称	型 番	数 量	備 考
給湯器 ノーリツ製	GT-2060SAWX-2BL	15台	機器接続ガス栓、リモコン取替及び保温工事含む

- (2) 給水、ガス、給湯配管取替に際しては、漏れ等のないよう納まりよく施工するものとする。
- (3) 取替工事完了後、試運転を実施し異常ないことを確実に確認するものとする。
また、ガス気密検査を実施すること。



件 名		古賀島宿舍B棟給湯器取替工事			
図面名称		仕様書、案内図			
縮 尺	図 示	作成年月日	4.10.31	図面番号	2 / 3
大村駐屯地業務隊 管理科営繕班					